

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ} 〒577-0066 東大阪市高井田本通1-2-26
 住所 ^{フリガナ} 株式会社 ^{フリガナ} アートテック建設
 代表者氏名 ^{フリガナ} 代表取締役 ^{フリガナ} 倉原佳子  印
 電話番号 TEL (06)7493-9 2 9 3 番
 FAX番号 FAX (06)7493-9 2 9 6 番
 メールアドレス arttech-kensetsu@zeus.eonet.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 〒577-0066 東大阪市高井田本通1-2-26

住 所 株式会社 アートテック建設

代表者氏名 代表取締役 庵原佳子



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
イバラ ヨシコ 代表取締役 庵原 佳子	トヤマ トモヨシ 取締役 徳山 同吉
事業の範囲	管工事業, 水道施設工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	株式会社 アートテック建設
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 〒577-0066 東大阪市高井田本通1-2-26 電話番号 TEL (06)7493-9293番 FAX番号 FAX (06)7493-9296番 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
徳山 同吉	238100

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

令和 / 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	・ 金切りのこ		3	
	・ エンジンカッター		1	
管の加工用の 機械器具	・ やすり	200平型、半型	4	
	・ パイプねじ切り器	ラケット式 PT 1/2 ~ 1/2	2	
	・ 面取り器		2	
接合用の 機械器具	・ パイプレンチ	300mm	3	
	・ プライヤ	250mm	3	
	・ トーチランプ	ワットトーチ	2	
	・ スパナ		3	
	・ モンキー		3	
	・ ラケットレンチ	19x24	3	
	・ 手動テスター	T-50	2	
水圧テストポンプ				

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 〒577-0066 東大阪市高井田本通1-2-26
住 所 株式会社 アートテック建設
代表者氏名 代表取締役 庵原佳子 印

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府東大阪市高井田本通 1-2-26
株式会社アートテック建設

会社法人等番号	1220-01-024529	
商号	株式会社アートテック建設	
本店	大阪府東大阪市高井田本通 1-2-26	
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う	
会社成立の年月日	平成22年6月22日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工事業 2. 建築工事業 3. とび・土工工事業 4. 管工事業 5. 造園工事業 6. 舗装工事業 7. 水道施設工事業 8. 産業廃棄物収集運搬業 9. 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理 10. 建築資材の販売 11. 飲食店の経営 12. 前各号に付帯関連する一切の事業 	
発行可能株式総数	2000株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株	
資本金の額	金500万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役	徳山 同 吉
	取締役	庵原 佳子
		平成27年 4月 1日就任
		平成27年 6月30日登記

大阪府東大阪市高井田本通 1-2-26
株式会社アートテック建設

	大阪市天王寺区六万休町 4 番 17-602 号 代表取締役 庵原佳子	平成 27 年 7 月 17 日 就任 ----- 平成 27 年 7 月 27 日 登記
登記記録に関する 事項	平成 23 年 3 月 27 日 大阪市東成区神路四丁目 12 番 20 号から本店移転 平成 23 年 3 月 28 日 登記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和 元年 12 月 10 日

大阪法務局東大阪支局

登記官

山 田 和 弘





株式会社 アートテック建設 定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社アートテック建設 と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事業
2. 建築工事業
3. とび・土工事業
4. 管工事業
5. 造園工事業
6. 舗装工事業
7. 水道施設工事業
8. 産業廃棄物収集運搬業
9. 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理
10. 建築資材の販売
11. 飲食店の経営
12. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

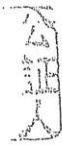
(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、2000株とする。



(株券の不発行)

第 6 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式売渡請求)

第 8 条 当社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求できる。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第 9 条 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役の決定によって定める。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第 10 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 12 条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 13 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された



議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

（株主の住所等の届出）

- 第 14 条 当会社の株主及び質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じた場合も、その事項につき同様とする。

第 3 章 株主総会

（招集）

- 第 15 条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

（招集手続きの省略）

- 第 16 条 株主総会は、株主全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく開催することができる。

（招集権者及び議長）

- 第 17 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定により取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

- 第 18 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

（決議の省略）



第 19 条 株主総会の決議の目的である事項について、取締役又は株主が提案した場合において、その事項につき議決権を行使することができる株主全員が書面により同意したときは、その提案を可決する旨の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 20 条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 株主総会以外の機関

(取締役の員数)

第 21 条 当社は、取締役 3 名以内を置く。

(代表取締役)

第 22 条 当社の取締役が 2 名以上ある場合は、そのうち 1 名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

(社長)

第 23 条 取締役が 2 名以上ある場合は代表取締役を、取締役が 1 名の場合は当該取締役を社長とする。

(取締役の選任)

第 24 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任方法)

第 25 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

(取締役の任期)

第 26 条 取締役の任期は、選任後 5 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第 27 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 28 条 当会社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 29 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第 30 条 当会社の設立に際して発行する株式は、普通株式 100 株とし、その発行価格は 1 株につき金 5 万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額)

第 31 条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金 500 万円とする。

(最初の事業年度)

第 32 条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成 23 年 5 月 31 日までとする。



(設立時の役員)

第 33 条 当会社の設立時の役員は、次のとおりとする。

住 所 大阪府東大阪市長堂一丁目10番8号

ハピネスふせ403号

設立時取締役 徳 山 同 吉

住 所 大阪府吹田市青葉丘北18番10-909号

設立時取締役 酒 井 敏 夫

住 所 大阪府東大阪市長堂一丁目10番8号

ハピネスふせ403号

設立時代表取締役 徳 山 同 吉

(発起人の氏名、住所及び引受株数)

第 34 条 発起人の氏名、住所、引受株数及びその払込金額は、次のとおりである。

大阪府東大阪市長堂一丁目10番8号

ハピネスふせ403号

徳 山 同 吉

普通株式 60株 払込金額 300万円

大阪府東大阪市長堂二丁目15番3号

徳 山 美 代 子

普通株式 40株 払込金額 200万円

(定款に定めのない事項)

第 35 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社アートテック建設設立に際し、発起人徳山同吉、徳山美代子の定款作成代理人である 行政書士 平松三矢子 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。



平成22年 6月 8日

発 起 人 徳 山 同 吉

発 起 人 徳 山 美 代 子

上記発起人2名の定款作成代理人

大阪市北区天神橋一丁目10番24号榎並ビル
行政書士 平 松 三 矢 子

行政書士
平松三矢子
署名

令和元年12月10日

株式会社 アートテック建設
代表取締役 庵 原 佳 子

これは 原本に相違ありません。



第二三八一〇〇号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 徳山 同吉

昭和四十五年二月二十二日生

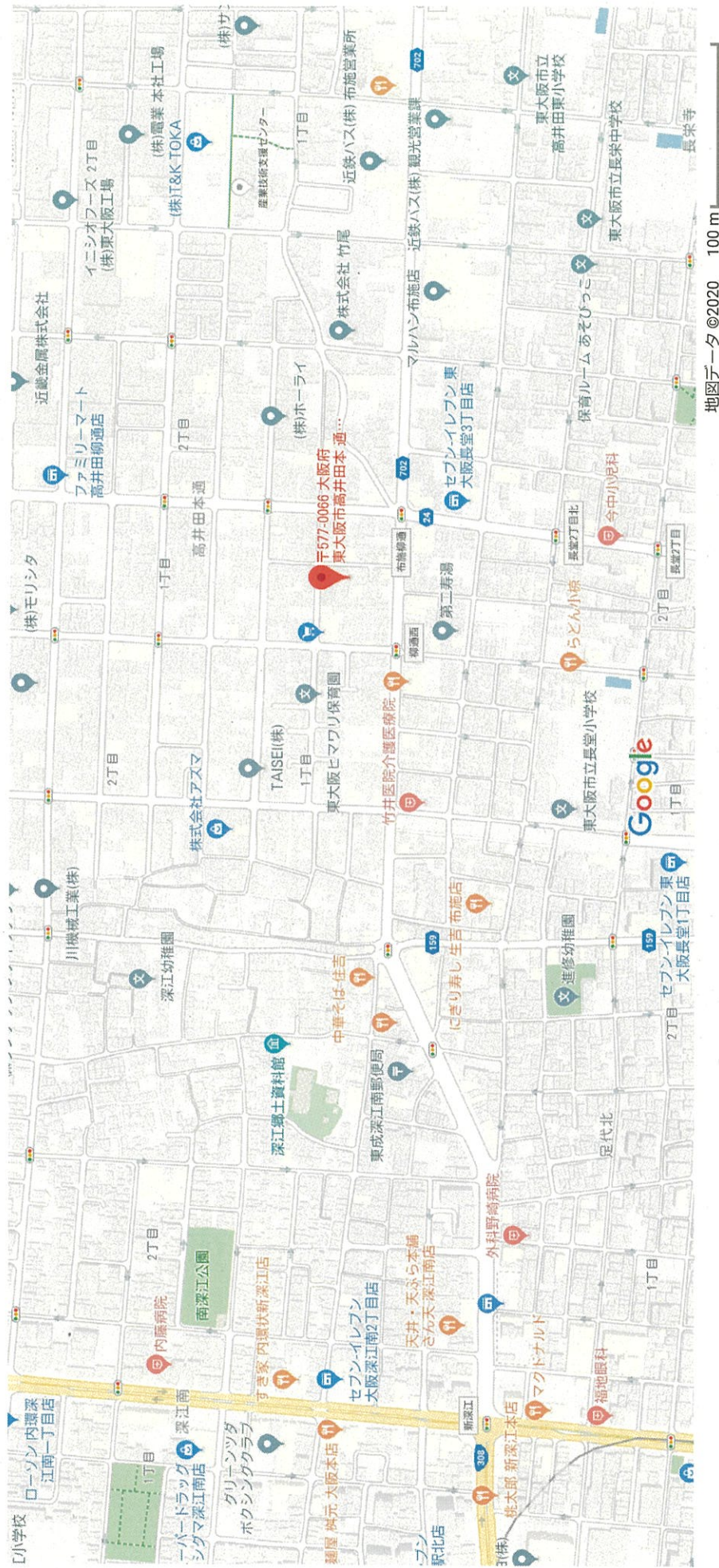
水道法昭和五十年法律第百七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十九年一月二十九日

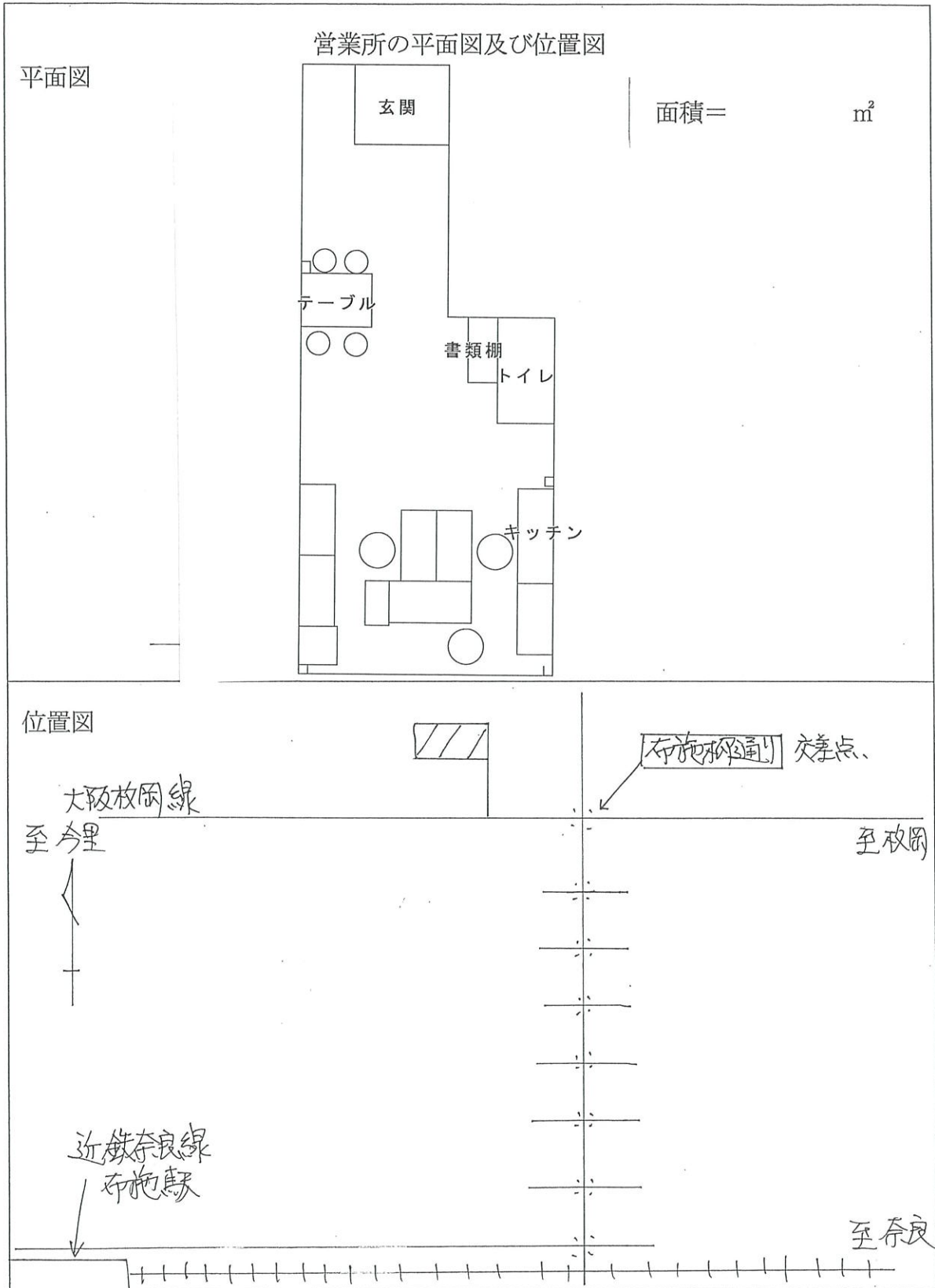
厚生労働大臣 柳澤 伯夫



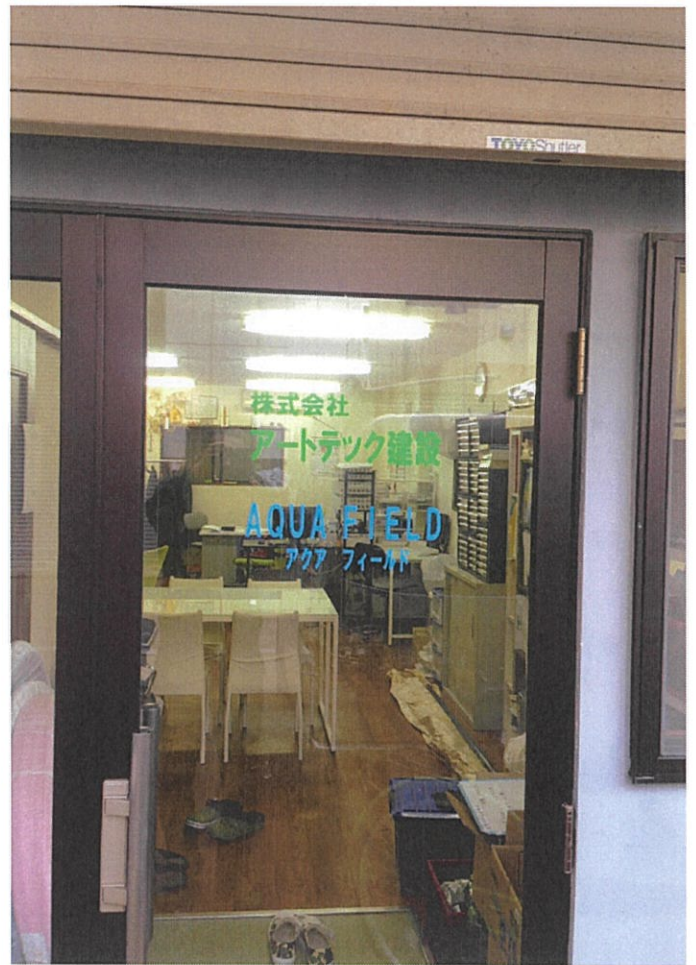
Google 〒577-0066 大阪府東大阪市高井田本通1丁目2-26



第2号様式



- ※1 営業所の写真は、外部及び内部の状態のわかるもの。
- 2 平面図は、間口及び奥行き寸法、机の配置状況等を記入すること。
- 3 位置図は、最寄りの駅等、主な目標を入れ、わかりやすく記入すること。





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ} 株式会社アートテック建設 ^{フリガナ} 〒577-0066 東大阪市高井田本通1-2-26
 住所 ^{フリガナ} 株式会社アートテック建設
 代表者氏名 ^{フリガナ} 代表取締役 庵原佳子
 電話番号 TEL (06)7493-9 2 9 3 番
 FAX番号 FAX (06)7493-9 2 9 6 番
 メールアドレス arttech-kensetsu@zeus.eonet.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 _____ / _____ 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称

〒577-0066 東大阪市高井田本通1-2-26

住 所

株式会社 アートテック建設

代表者氏名

代表取締役 庵原 佳子

選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解任

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 アートテック建設	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
徳山 同吉	238100	

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二三八一〇〇号

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 徳山 同吉

昭和四十五年二月二十二日生

水道法昭和二十一年法律第七十七号の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十九年一月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

